

Newsletter

15 August 2019

本ニュースレター に関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



近藤 友紀
アソシエイト
03 6271 9765
yuki.kondo@bakermckenzie.com

GDPR のデータ処理の適法性（第 6 条第 1 項 (b)）に関するガイドライン案と、日本企業に 与える影響の分析

はじめに

本ニュースレターは、欧州データ保護会議（European Data Protection Board、以下「EDPB」）が公表した GDPR のデータ処理の適法性（第 6 条第 1 項 (b)）に関するガイドライン（意見募集版）¹（以下、「ガイドライン案」）を検討するものである。

GDPR 第 6 条第 1 項 (b)（以下、「本規定」）は、データ処理を適法に行える根拠の一類型として、以下の 2 つを定めている。

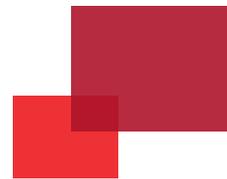
- (1) データ主体が契約当事者となっている契約の履行のためにデータ処理が必要となる場合
- (2) 契約締結前に、データ主体の要求に対して手段を講ずるためにデータ処理が必要となる場合

今回公表されたガイドライン案は、オンラインサービスの提供のためにユーザーのデータを使いたい場合に、ユーザーとの契約に基づくという理由で本規定に依拠することができるのか、という問題に一定の指針を与えるものとなっている。

実際には、ガイドライン案は本規定の適用が認められる場面は極めて限定的であると示唆しているため、本規定に依拠してデータ処理を行っている日本企業は、関連するデータ処理行為がガイドライン案に示される本規定の要件を満たしているか見直す必要があろう。

なお、このガイドライン案に対する意見募集手続きは 2019 年 5 月 24 日に終了したが、2019 年 8 月 15 日時点において、未だ最終版は公表されていない。

¹ https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_draft_guidelines-art_6-1-b-final_public_consultation_version_en.pdf



「データ処理が必要となる場合」の解釈

1. データ処理の必要性

オンラインサービスの提供の際、ユーザーとの間でサービス提供に関する契約があるという理由で、ユーザーのデータを利用することが認められるだろうか？

ガイドライン案では、問題となるデータ処理が契約において単に言及されていることや契約上で認められていることのみをもって直ちに本規定の「必要性」要件を満たすわけではないということを強調している。「必要性」の有無は、特定されたデータ処理目的を達成するための現実的かつより侵害性の低い手段が当該データ処理以外に存在するか否かという観点から判断しなければならない。このような代替的な手段が存在する場合は本規定の「必要性」要件を満たさない。

2. 契約の履行のためにデータ処理が必要となる場合

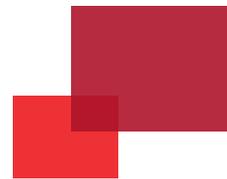
ガイドライン案は、以下の通り述べる。契約履行のための「必要性」に関しては、(i) 契約が存在し、(ii) 当該契約が適用のある国内の契約法上有効であり、かつ (iii) データ処理が当該契約を履行するために客観的に必要であることを示す必要がある。

ここでいう客観的な必要性とは、契約上のサービスをデータ主体に提供するために当該データ処理が不可欠であることを意味する。問題となるデータ処理に「必要性」が認められるか否かの判断においては、以下の要素を考慮に入れて検討すべきである。

- データ主体に提供されるサービスの性質および重要な特徴
- 当該契約の正確な根拠（実質的な内容および基本的な目的）
- 当該契約の本質的要素
- 当該契約の両当事者の共通の認識および期待、当該サービスがデータ主体にどのように広告・宣伝されるか、当該サービスの通常のユーザーが、当該サービスの性質も考慮して、自己が当事者となる契約の履行のために特定のデータ処理が行われることを予見しているか否か

ガイドライン案では「必要性」要件を満たす具体例として、オンラインリテーラーがクレジットカードでの支払いと商品の自宅配送を希望するデータ主体のクレジットカード情報や自宅住所のデータを処理する場合を挙げている。他方で、データ主体が自宅以外の場所（コンビニエンスストア等）で商品を受け取ることを希望する場合はデータ主体の自宅住所に関するデータ処理は本規定の「必要性」要件を満たさないとされている。この具体例のように本規定の適用の可否がデータ主体の判断によって異なりうるケースについては本規定以外のデータ処理の法的根拠を検討すべきである。

「必要性」要件を満たさない具体例としては、オンラインリテーラーが、ユーザーのウェブサイトの閲覧履歴からユーザーの好みや選択をプロファイリングする行為が挙げられている。このような行為はたとえ契約上規定され



ているとしても、契約の履行に直接影響がないことから本規定の「必要性」を満たさない。

独立して履行される複数の別個のサービスが一つの契約内に規定されている場合は、データ主体が選択した個々のサービスごとに「必要性」の有無を判断する。

上記基準に基づく検討の結果、問題となるデータ処理が本規定の要件を満たさないと判断される場合、第6条第1項に規定される他の法的根拠の適用を検討する必要がある。

3. 契約の解除後の取扱い

契約が解除された場合、本規定に基づいて行われていたデータ処理は、原則として契約履行のためのデータ処理の必要性を失うため、データ管理者は当該データ処理を中止しなければならない。

また、データ主体は当該データ処理が契約の履行に必要な範囲でのみ行われることを信頼して個人データを提供していることから、契約の解除後にデータ処理の根拠を本規定から第6条第1項に規定される他の適法要件に変更してデータ処理を継続することも、原則として認められない²。

法的義務の遵守のためにデータ処理が必要な場合等、契約の解除後も他の目的のためにデータ処理が必要になる場合は、データ処理を開始する段階で、当該他の目的および法的根拠を特定し、契約の解除後のデータ処理期間を含め当該データ処理行為について、データ主体に明確に伝える必要がある。

4. 契約の締結前にデータ処理が必要となる場合

本規定は、契約締結前に、データ主体の要求に対して手段を講ずるためにデータ処理が必要となる場合についても、データ処理の適法性を認めている。

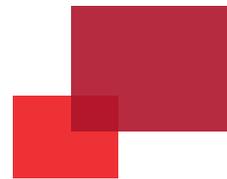
もっとも、本規定はデータ管理者による一方的なマーケティング活動や第三者の要求に基づいて行われるデータ処理を許容するものではない。

例えば、サービスプロバイダーがデータ主体の居住地でサービスを提供しているか否かを確認するために、データ主体の居住地の郵便番号の提供を受けるケースでは契約締結前のデータ処理の必要性が認められる。これに対し、金融機関が、法令に基づいて、契約締結前にデータ主体の身分証明書を確認するケースにおいては法令上の義務履行のためにデータ処理が必要となる場合であるから本規定の「必要性」は認められない（ただし、法的義務の遵守のためにデータ処理が必要な場合として第6条第1項(c)により正当化できる）。

5. 具体例

ガイドライン案はオンラインサービスにおいて問題となりうる以下のようなデータ処理について、本規定の適用の可否を具体的に検討している。

² データ主体が契約の解除後にデータ管理者が本規定以外の新たな法的根拠に依拠してデータ処理を行うことについて同意した場合等は例外的に法的根拠の変更が認められる。



5.1 サービス向上のためのデータ処理

EDPBは、サービスの向上や新たな機能の開発を目的としたデータ処理は、基本的に本規定に依拠すべきでないと考えている。多くの場合、ユーザーは、既存のサービスを利用するために契約を締結するのであって、このようなデータ処理は契約の履行に客観的に必要とはいえないためである。

5.2 不正防止のためのデータ処理

オンラインサービスにおいては、不正防止を目的として、ユーザーの監視や分析が行われることがある。しかし、EDPBは、当該データ処理は、契約の履行のための必要性の範囲を超えたとの見解に立っている。もっとも、当該データ処理は、法的義務の遵守や正当な利益といった他の法的根拠に基づき適法とされる可能性がある。

5.3 ターゲティング（行動）広告のためのデータ処理

オンラインサービスにおいて使用されることがあるターゲティング広告や関連する追跡およびプロファイリングについても契約の履行のために必須のものとは言い難いため、原則として本規定を法的根拠とすることはできない。

5.4 コンテンツのパーソナライズのためのデータ処理

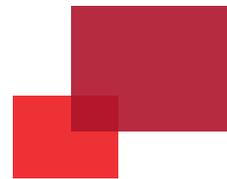
サービスのコンテンツを個々のユーザーに合わせて最適化（以下「パーソナライズ」）するためのデータ処理については、契約の履行上必要なデータ処理と認められる可能性がある。この判断にあたっては提供されるサービスの性質や、契約条件および宣伝の内容に基づき平均的なユーザーが当該サービスに対して期待する内容、ならびにパーソナライズなしに当該サービスを提供できるか否かといった事情を考慮しなければならない。「必要性」要件を満たすためには、当該パーソナライズがユーザーのサービスの利用を促進させるのみではなく、サービスの提供に不可欠のものでなければならない。

本規定が適用される具体例としてガイドライン案は、多数のオンラインソースから当該ユーザー用に作成されたニュースを提供するオンラインニュースサイトのサービスの例を挙げている。この場合当該サービスの機能とパーソナライズされたコンテンツは直接的に関連しているため、契約の履行のために客観的に必要と認められる。

これに対して、オンラインマーケットの提供者が、ユーザーが過去に閲覧した商品情報に基づき、ユーザーに適した商品を勧める行為は本規定の「必要性」が認められない例として挙げられている。

6. 日本企業に与えるインパクト

オンラインサービスにおいては、サービス利用の前提として、氏名、住所、生年月日等、一定の事項の入力が要求されるユーザー登録が必要となる場合が多い。しかし、ガイドライン案によれば、個人データの処理が、利用規約や契約上必須とされている場合であっても、データ管理者が提供するサービスの提供に当該データ処理が不可欠な場合を除き本規定の「必要性」要件を満たさない。



また、当該個人データの処理がサービスの提供に不可欠であっても、契約終了後は、原則として個人データの処理を停止しなければならない。したがって、ユーザーが特定のサービス利用契約を解除した場合、データ管理者であるサービス提供者は、本規定を根拠に、ユーザーから取得した個人データを再契約の可能性を考慮して保持し続けたり、サービス向上のために分析したりすることはできない。

本規定に基づくデータ処理を検討する日本企業は、問題となるデータ処理を実施する前に、当該データ処理が「必要性」要件を充足するのか、どの時点までであれば本規定を根拠に当該データ処理を行うことができるのかといった点を、データ主体の同意をはじめとする他の法的根拠に基づくデータ処理の可能性を踏まえながら、十分に検討する必要がある。